

罪に問われた障がい者等に対する弁護士による切れ目のない支援に関する意見書

2022年（令和4年）3月17日
日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

被疑者・被告人又は被疑者・被告人であった者のうち、障がいを有するため又は高齢のために支援が必要な者（以下「罪に問われた障がい者等」という。）に対する弁護士による切れ目のない支援のために、総合法律支援法を改正し、同法30条が定める日本司法支援センターの業務として、以下の内容を含む「罪に問われた障がい者等を援助する業務」を追加すべきである。

- 1 罪に問われた障がい者等のうち、逮捕又は勾留されたが終局処分前に釈放された者に対する被疑者段階における弁護士による支援の活動について、弁護士に支払うべき報酬及びその弁護士が行う事務の処理に必要な費用の立替えをすること。
- 2 罪に問われた障がい者等のうち、不起訴処分又は判決を受けた者に対するその後の弁護士による支援の活動について、弁護士に支払うべき報酬及びその弁護士が行う事務の処理に必要な費用の立替えをすること。

第2 意見の理由

1 刑事手続における障がい者等

我が国における刑法犯認知件数は、2002年には約285万件に達したが、2003年以降減少に転じており、2020年は約61万件と戦後最小を更新した¹。

その一方、刑法犯により検挙された者のうち再犯者²が占める比率は、1997年以降増加を続け、2016年以降はほぼ横ばい状態となっていたが、2020年は約49.1%と過去最高を更新した³。入所受刑者人員に占める再入者の人員の比率は、2004年から2016年まで上昇し続けた後、横ばい状態

¹ 警察庁「令和3年版警察白書 統計資料」

² 以前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

³ 法務省「令和3年版犯罪白書」234頁、同「令和3年版再犯防止推進白書」47頁

となっているが、2020年は約58.0%と高い水準を維持している⁴。そのうち出所受刑者の2年以内の再入率は、全体としては減少傾向で、2019年出所者総数で約15.7%だったが、高齢者（65歳以上）については約19.9%と高い割合を示している⁵。

刑務所で服役している者の中には、福祉的支援が必要な知的障がい者や高齢者が多く存在することが2003年頃から知られるようになり⁶、更にその後の調査研究によって、知的障がい等を有し、支援の網から漏れたまま服役を繰り返す者が多数存在することが認識されるようになった⁷。

2020年の法務省矯正統計年報によると、年末在所受刑者の約14.1%、新受刑者の約12.9%が65歳以上の高齢者である⁸。また、新受刑者の約15.3%が何らかの精神障害を有するとの診断を受けており、能力検査値（旧知能指数）が70未満の者が約20%（テスト不能を含めると約22.4%）を占めている⁹。

再犯防止に向けての取組を考えるに当たっては、刑事手続の過程において、知的障がい者や高齢者への福祉的支援を考える必要があることが明らかになっている。

2 本意見書の対象

本意見書が対象とする「罪に問われた障がい者等」とは、被疑者・被告人又は被疑者・被告人であった者のうち障がいを有するため又は高齢のため支援が必要な者を意味する。

そして、ここにおける「障がい者等」とは「障がい者」及び「高齢者」のことだが、「障がい者」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいを有し、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるため（障害者基本法2条1号¹⁰参照）、支

⁴ 法務省「令和3年版犯罪白書」241頁、同「令和3年版再犯防止推進白書」48頁

⁵ 法務省「令和3年版犯罪白書」247頁、同「令和3年版再犯防止推進白書」50頁

⁶ 山本譲司『獄窓記』（ポプラ社・2003年12月）等による。

⁷ 田島良昭（研究代表）「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究（平成18～20年度）」（厚生労働科学研究，2009年）等

⁸ 法務省「2020年矯正統計年表『年末在所受刑者の年齢及び累犯・非累犯』『新受刑者の刑名・刑期別年齢』」

⁹ 法務省「2020年矯正統計年表『新受刑者の罪名及び入所度数別精神診断』『新受刑者の罪名別能力検査値』」

¹⁰ 同号が定義する「障害者」は、医学的に機能的障害を有する者をいう「医療モデル」に基づくのではなく、その社会参加や人権の行使を阻害している障害（障壁）は社会の側にあるという「社会

援を必要とする者をいうものとし、「高齢者」とは、おおむね65歳以上の年齢で、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるため、支援を必要とする者をいう。

3 罪に問われた障がい者等に対する支援

(1) 入口支援と出口支援の必要性

罪に問われた障がい者等は、障がい等の特性による生きづらさゆえに罪を犯してしまうことが少なくなく、適切な社会復帰を実現するためには、それぞれの特性を理解し、生きづらさを解消していくような福祉と連携した支援を行うことが必要である。

このような観点から、刑務所等を出所した者に対する支援（いわゆる「出口支援」）の重要性がクローズアップされるようになり、出所する帰住先のない高齢者や障がい者を支援する地域生活定着支援センターが、2012年3月までに全都道府県に設置された。

また、そもそも刑事手続段階で適切な支援があれば刑務所等に行かずに済んだ者も相当数いるのではないかという指摘の下、刑務所等に至る前の捜査・公判段階からの支援（いわゆる「入口支援」）が望ましいということも認識されるようになり、本格的な研究やモデル事業が行われるようになった¹¹。

当連合会でも、2017年8月25日付けで「罪に問われた障がい者等に対する司法と福祉の連携費用に関する意見書」を公表し、出口支援と共に入口支援に意義があることを指摘し、更に入口支援における福祉と連携した弁護活動の意義及びその費用が国費から支出されるべきことについて述べている。

(2) 法的な観点からの支援の必要性

① 公正な刑事裁判を受ける権利の観点

罪に問われた障がい者等が、刑事手続の中で、自己の言い分を正確に伝え、事態を理解して適切な応答をすること、また、自己の抱える問題を認識して効果的な防御活動を行うこと等をできるようにするためには、司法と福祉が連携した支援が必要であり、入口支援は、公正な刑事裁判を受ける権利（憲法32条、37条1項）の保障に資するものと言える。

モデル」に基づく。診断を受けていたり、障害者手帳を有していたりする者に限らず、何らかの社会的障壁によって断続的に日常生活や社会生活に相当の制限を受ける状態にある者を広く含んでいる。

¹¹ 田島良昭(研究代表)「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究(平成21～23年度)」(厚生労働科学研究, 2013年)等

② 障害者差別解消法の観点

罪に問われた障がい者等は、障がい等の特性による生きづらさゆえに罪に問われる行動に出てしまうことが多く、また、刑事手続においても適切な対処ができず、いたずらに厳罰化・累犯化を招いてしまうという実態がある。このような生きづらさに基づく実態は、罪に問われた障がい者等が直面している社会的障壁¹²そのものであると言える。

2016年4月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律においては、国・地方公共団体は障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の策定・実施の義務を負うこととされ（同法3条）、また、行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないとされている（同法7条2項）。

罪に問われた障がい者等に対する司法と福祉が連携した支援は、社会的障壁を除去するための合理的配慮として、国において広く推進すべきものである。

(3) 国の施策

① 再犯の防止等の推進に関する法律

2016年12月7日、再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）が成立し、同月14日付けで公布・施行された。同法は、2015年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）にうたわれている「誰一人取り残さない」社会の実現という国際目標の方向性に沿おうとするもので、「犯罪をした者等」（犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者）が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず社会復帰後も途切れることなく必要な指導及び支援を受けられるようにすること等を規定し、国や地方公共団体、民間団体等の協力について定めている。

同法が対象とする「犯罪をした者等」に限定はないが、同法制定の過程においては、「犯罪をした高齢者・障害者等の多くは、刑事司法と地域社会の狭間に陥り、必要な支援を受けられないまま再犯に及んでいる」ことが直面する課題として認識されており¹³、罪に問われた障がい者等につい

¹² 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう（障害者基本法2条2号）

¹³ 犯罪対策閣僚会議決定「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」（2016年7月12日）

での施策は、同法の対象として大きな部分を占めるものであった。

同法7条に基づき、2017年12月15日に政府は、2018年度から5年間についての再犯防止推進計画を策定した。同計画では、犯罪をした者等が社会で孤立することなく再び社会を構成する一員となれるよう、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、国だけでなく、地方公共団体、民間団体等の関係者と緊密な協力をすることや、犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法のあらゆる段階において切れ目のない指導や支援を受けられるようにすること等が基本方針として定められている。

また、同計画は、今後取り組んでいく施策として、「法務省は、(中略)必要に応じ、更生支援計画(主として弁護士が社会福祉士などの協力を得て作成する、個々の被疑者・被告人に必要な福祉的施策等について取りまとめた書面)等の処遇に資する情報を活用とした処遇協議を実施する」ことをうたっており¹⁴、また、保護司等の民間協力者との適切な役割分担と連携体制の構築を述べるとともに、「法務省は、再犯の防止等において、弁護士が果たしている役割に鑑み、弁護士との連携を強化していく」ともしている¹⁵。

そして、法務省は、再犯防止推進計画に基づく重点施策の一つとして、「10の再犯防止アクション宣言」を公表し、その中で、「一層効果的な入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方について検討を行います」としている(同宣言7)。

また、再犯防止推進法においては、地方公共団体も地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならないとされているところ(同法8条)、2021年11月時点において、190の地方公共団体で同計画が策定されるに至っている。

② 検察庁における取組

検察庁でも、障がいや高齢その他の理由により、主に起訴猶予が予想されるケースを中心に、釈放後の福祉サービスにつなぐなどの入口支援の取組を行い、大規模庁においては社会復帰支援室等の専門部署や社会福祉アドバイザーを置くなどして、その体制の充実を図ろうとしている。

¹⁴ 「Ⅱ第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組」の「1(2)①イ関係機関等が保有する処遇に資する情報の適切な活用」26頁

¹⁵ 「Ⅱ第6 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組」の「1(2)⑤ア適切な役割分担による効果的な連携体制の構築」33頁

限られた時間の中で、罪に問われた障がい者等にとって必要かつ有効な支援を行っていくために、弁護士との連携をより一層図っていくことが重要と考えられる。

③ 地方公共団体再犯防止推進モデル事業

法務省は、地方公共団体の再犯防止のための取組を促進するために、2018年度から2020年度まで地域再犯防止推進モデル事業を実施しており、結果として合計36の地方公共団体が受託し、そのうち17団体が入口支援に、15団体が出口支援に取り組んだ¹⁶。

愛知県では、この制度を用いて、弁護士が犯罪をした者等に対して、刑事司法の各段階（検察・裁判・矯正・保護）において寄り添い、居住手続や就労窓口、医療・福祉機関への引継ぎ等の各種支援を行うことで円滑な社会復帰や再犯防止に係る効果的な取組を検証する「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業」を行い、愛知県弁護士会がその委託先となった¹⁷。

④ 更生支援計画の活用に関する試行

罪に問われた障がい者等については、被疑者・被告人段階で、弁護士が福祉関係者と連携し、その者の障がいの特性や必要な福祉的支援等について調査・検討した更生支援計画を作成することがあるが、実刑判決や保護観察になった場合にそれが関係機関に引き継がれていないと、せっかくの支援が途切れ、特性に応じた処遇や更生支援がなされなくなるおそれが高くなる。

その観点から、法務省は、当連合会及び東京三弁護士会と協議し、2018年度から、東京地方裁判所を一審とする事件について、刑事施設や保護観察所が更生支援計画を引き継ぎ、処遇調査や出所後の環境調整等に活用する試行を始めた。2019年度からは大阪地方裁判所を一審とする事件についても拡大された。これまでのところ、拘置所の受理分で年間20件程度、保護観察所の受理分で年間5件程度の実績が上がっており、更に全国に拡大していく方向での検討を始めている。

⑤ 地域生活定着支援センター

厚生労働省が2012年3月までに各都道府県に設置した地域生活定

¹⁶ 法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室補佐官原淳一郎「地域再犯防止推進モデル事業等について」（2021年2月9日）12頁

¹⁷ 愛知県「愛知県再犯防止推進計画」（2021年3月）86頁

着支援センターにおいては、福祉的支援が必要な障がい者や高齢者について、矯正施設からの釈放後直ちに福祉的サービスを受けられるようにするための出口支援を行っており、また、一部の同センターにおいては、「相談支援業務」の枠組みの中で被疑者・被告人についての入口支援も行うようになっていたが、地域によってその取組には差があった。

この点、2021年度から「被疑者等支援業務」が同センターの新たな業務として加えられ、入口支援について全国的な事業化が図られることとなり、また、その指針¹⁸においては、各地の弁護士会等の関係機関との協議・連携の促進について触れられている。

もともと、現時点では、検察庁と連携した保護観察所の更生緊急保護の制度を活用するスキームに限定されており、弁護士会及び弁護士との連携による入口支援については、今後、各地の実情に応じて、関係機関が協力しながら円滑化・拡大化を図っていく必要がある。当連合会においても、各弁護士会に対して、各都道府県の地域生活定着支援センターとの連携に向けた協議を行うことを要請しており、地域ごとの連携が徐々に進み始めたところである。

⑥ まとめ

このように、国の各施策においても、罪に問われた障がい者等について、出口支援と共に入口支援の意義がますます重視されるようになっており、また、弁護士との連携の強化の必要性も認識されるに至っている。

(4) 当連合会の取組

① 罪に問われた障がい者等の刑事弁護に関する連絡会議とキャラバン等

罪に問われた障がい者等についての刑事弁護活動を促進し、その重要性を広く会員に認識してもらうため、当連合会は、2013年9月から、日弁連刑事弁護センターと日弁連高齢者・障害者権利支援センターの委員により「罪に問われた障がい者の刑事弁護に関する連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を開催し、積極的な活動を始めた。

そして、厚生労働省、法務省及び検察庁で先行する動きを確認するとともに、早急に弁護士会においても体制作りをすることの必要性を認識し、2015年3月には、全弁護士会に対し、各弁護士会において検討組織を立ち上げ、罪に問われた障がい者等の刑事弁護を各地で担うことができる

¹⁸ 厚生労働省社会・援護局総務課長「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」（2009年5月27日・2021年3月26日最終改正）

体制を整備することを要請した。

また、罪に問われた障がい者等の刑事弁護の体制整備等に関するキャラバン（研修・意見交換会）や障がい者刑事弁護に関する研修会を全国各地で展開してきた。研修やキャラバンを実施した弁護士会は、2021年12月時点で31会に及ぶ。この間、キャラバンの成果を全弁護士会で共有するための情報交換会も開催し¹⁹、会員向けに障がい者の刑事弁護に関するオンライン学習プログラムも提供している。

当連合会は、今後も罪に問われた障がい者等の刑事弁護を促進するための全国的な活動を引き続き行っていく。

② 罪に問われた障がい者等の刑事弁護体制に関するアンケート調査

ア アンケート調査の実施

2015年9月、全弁護士会に対し、罪に問われた障がい者等の刑事弁護体制についてのアンケート調査を行い（回答率100%）、2018年1月には第2回調査（回答率約84.6%）、2021年3月には第3回調査（回答率100%）を実施した。

イ 調査結果から分かるキャラバン等の成果と課題

第1回調査と第3回調査の結果を比較すると、地域生活定着支援センターと連携をしている弁護士会は19会から31会に、社会福祉士や精神保健福祉士と連携している弁護士会は13会から30会に増えており、また、連携の具体的活動内容も豊富になっており、当連合会によるキャラバン等の成果が上がり、確実に体制整備が進んでいることがうかがわれる。

他方、連携に当たって福祉専門職へ費用を支払う仕組みを有している弁護士会は、4会から12会へ増加したものの、いまだ少ないと言わざるを得ない。

弁護士と連携する福祉専門職への費用の支払は、罪に問われた障がい者等の刑事弁護の充実のために必須の課題である。

③ 罪に問われた障がい者等に対する司法と福祉の連携費用に関する意見書

福祉専門職との連携における費用について、当連合会は、前述のとおり、2017年8月25日付けで「罪に問われた障がい者等に対する司法と福

¹⁹ 「罪に問われた障がい者等の刑事弁護の体制整備等に関する情報交換会」（2016年3月29日）

社の連携費用に関する意見書」(以下「2017年意見書」という。)を公表し、その後、費用の基準案も作成して、法務省及び日本司法支援センターに対し検討の要請を行っている。

(5) 各弁護士会の取組

各地の弁護士会においても、罪に問われた障がい者等に対する弁護士の支援活動について、様々な取組が行われるようになってきている。主な取組の例を以下に挙げる。

① 東京三弁護士会の取組

東京三弁護士会では、2015年4月、東京社会福祉士会・東京精神保健福祉士協会から連携可能な社会福祉士・精神保健福祉士を弁護人に推薦してもらう制度を設け、また、その支援活動に対して原則として上限5万円の援助金(事案によって少なくとも10万円程度までの増額が可能)を支給する制度を設けている²⁰。

② 神奈川県弁護士会の取組

神奈川県弁護士会では、2015年12月に神奈川県社会福祉士会と社会福祉士等の紹介に関する協定を締結し、障がいのある被疑者・被告人の刑事事件について、弁護人と社会福祉士等が連携して活動できる取組を行っている²¹。

また、2018年2月からは、社会福祉士等の費用を弁護士会の人権救済基金から支出できる制度を始めている²²。

③ 千葉県弁護士会の取組

千葉県弁護士会では、2015年10月から、社会復帰支援活動援助制度を導入している。同制度は、弁護人が、身体を拘束された帰住予定地のない被疑者又は被告人の社会復帰を支援する事業者に対して支払った費用(アセスメントのための面接費用等)について、弁護士会が援助するものである²³。

また、同会では、2016年から、千葉県社会福祉士会との協議に基づき、弁護人が社会福祉士会から社会福祉士の紹介を受けることができるマッチング支援事業を導入しているが、社会福祉士の活動に対する費用を援助する制度と

²⁰ 東京三弁護士会合計での実績は、2020年度が紹介件数61件、援助金申請53件。2021年度(10月末現在)は、紹介件数61件、援助金申請41件

²¹ 制度導入から2020年度までの紹介実績は68件

²² 1件当たりの上限額は5万円で、2020年度までの支払実績は26件

²³ 利用実績は、2021年6月までで210件

はなっていない²⁴。

④ 静岡県弁護士会の取組

静岡県弁護士会では、2019年度から、罪に問われた障がい者等の刑事弁護に関し、福祉専門職等の面会や更生支援計画書の作成費用を拠出する制度を開始している。

また、これまで関係機関と共に複数のシンポジウム、協議会、研修等を行っている。刑務所職員とも意見交換する機会があり、静岡県外の刑務所から出所後に静岡県内での居住を希望する受刑者の支援の要請がある場合にも、生活保護申請の同行支援や出所後の環境調整への協力等を行えるようになった²⁵。

他方で、このような活動は、生活保護の同行という枠組みでは費用が出るものの、生活環境調整一般の支援のための費用は出ない。

⑤ 大阪弁護士会の取組

ア 大阪モデル

大阪弁護士会では、2014年6月から、大阪社会福祉士会及び大阪府地域生活定着支援センターが連携する「大阪モデル」というスキームを構築している。弁護士から申込みがなされると、事案に応じて社会福祉士又は同センターの相談員を紹介するものであり、年間40件ほどの利用がなされている²⁶。

また、更生支援計画書の作成費用等の弁護士と社会福祉士等との連携費用については、別途弁護士会の刑事弁護援助事業として支払われる²⁷。

イ 在宅高齢者・障害者刑事被疑者弁護援助事業

2016年9月から、これまで当連合会が実施する法律援助事業（刑事被疑者弁護援助事業）の対象となっていない在宅の罪に問われた高齢者又は障がい者に対して、当番弁護士派遣を受けて、準抗告その他の弁護活動により釈放されたなどの一定の要件を満たす者について、弁護士

²⁴ 利用実績は、2021年8月までで14件

²⁵ 栃木刑務所から出所した後の生活保護申請を行ったなどの事例が存在する。

²⁶ 利用実績は、2021年5月までで累計293件

²⁷ 国選弁護事件及び法律援助事件につき、原則として30万円（税抜き）を上限とする。

会が弁護士費用を援助する事業を行うようになった²⁸ 29。

ウ 障害者国選刑事弁護法律援助事業

2020年3月には、障がいのある被疑者・被告人の弁護人の活動³⁰に対し、国選事件への上乗せ報酬を手当てする援助事業を創設した³¹ 32。

⑥ 兵庫県弁護士会の取組

兵庫県弁護士会では、元国選弁護人等が各種支援³³を行った場合に、弁護士会が管理する人権救済・リーガルエイド基金から費用等を支出する「寄り添い弁護士制度」を、2016年8月に導入した（なお、支援対象者は、罪に問われた障がい者等に限定されていない。）。

同制度の導入により、弁護士も積極的に支援に取り組むことができるようになったが³⁴、限られた財源による運営であり、支援対象者1人当たりの支出上限が原則15万円等の制限がある。

⑦ 愛知県弁護士会の取組

ア よりそい弁護士制度

愛知県弁護士会では、2019年4月より、兵庫県弁護士会とほぼ同様の「よりそい弁護士制度」を開始した。相談（支援対象者本人からの申込みも可）、支援の二本立てになっていることに特徴がある³⁵。具体的には、県内の刑務所・少年院の出所者・退院者や執行猶予付き有罪判決を受けた者の相談を受け、社会復帰後の見守りや債務整理、生活保護申請等の支援をした弁護士に対し、相談料・支援費及び交通費等を支給するものである。

²⁸ 援助額は、当初、原則報酬9万円及び実費1万円であったが、2021年5月から、ウ記載の障害者国選刑事弁護法律援助事業と同様の基準を適用して算定したポイントを合算し、20万円を上限として算出することとしている。

²⁹ 利用実績は、2016年度4件、2017年度5件、2018年度6件、2019年度1件、2020年度6件、2021年度（8月末現在）5件

³⁰ （ア）付添・同行、接見、その他被疑者・被告人への対応、（イ）主治医、協力医、相談支援専門員、就労先（作業所等）、通訳者、その他被疑者・被告人の更生支援への協力者等との面談等、（ウ）医療機関や療育手帳の判定機関等に対する開示手続等、証拠収集活動、更生支援のための諸手続等

³¹ 援助額は、基準を適用して算定したポイントを合算し、1ポイント当たり1万円として算出し、成果加点も含め30万円を上限とする。

³² 利用実績は、2019年度1件、2020年度70件、2021年度（8月末現在）25件

³³ 刑事施設収容中の元被告人との面会・信書交通、障害者手帳取得援助、刑事施設出所時の帰宅先・病院・福祉機関等との連絡調整・同行等

³⁴ 利用実績は、2021年8月までで89件

³⁵ 相談を担当した弁護士が支援が必要と判断した場合は、支援の申込みをすることによって相談から支援に移行できる。

2019年度は、前述のとおり、愛知県が法務省のモデル事業として「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業」を実施し、愛知県弁護士会が業務実施の委託を受けた。また、モデル事業でカバーできない事案は、同会の独自事業として実施した。2020年度は、県の事業が実施されなかったため同会単独の事業として行った。同会の制度は、2019年度から2020年度の2年間の事業としてスタートしたが、ニーズがあることが実証され、成果も上がってきたので、2021年度からは恒常的の制度となった。また、2021年度、愛知県も法務省モデル事業とは離れて、県としての「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業」を開始し、同会が業務委託を受ける方式となったため、同年度は、2019年度と同様に県事業の受託部分と同会独自事業部分の二つの部分からなることとなった³⁶。

イ 特定在宅被疑者弁護援助事業

2021年7月から、在宅の被疑者である高齢者、障がい者及び少年、又は弁護人の準抗告その他の弁護活動により釈放された被疑者で、一定の要件を満たす者について、弁護士会が弁護士費用を援助する事業を開始した³⁷。

⑧ 福岡県弁護士会の取組

福岡県弁護士会では、福岡市と北九州市の障害者基幹相談支援センターと連携して、罪に問われた障がい者等の刑事弁護に際し、福祉専門職の面会や更生支援計画書の作成を行っている。

また、2021年4月からは、福岡県の地域生活定着支援センターと連携して、罪に問われた障がい者のみならず高齢者の福祉的支援を連携して行うことになった。そして、被疑者・被告人が帰住先にて生活を始めた後も継続した支援が可能となるよう、関係各機関でケース会議を持つ努力をし、元弁護人にも可能な限り会議に参加することを奨励している³⁸。

同年10月には、このような弁護士の一定の支援活動について、弁護士

³⁶ 利用実績は、2019年度50件、2020年度58件、2021年度（8月末現在）34件

³⁷ 2021年8月までの2か月間で5件の申込みがあり、釈放された被疑者が4件（うち障がい者1件、少年1件）、在宅の高齢者が1件となっている。

³⁸ ケース会議に元弁護人が参加することは、本人にとっては、事件のことを振り返り、同じ過ちを犯さないように思い出してもらい契機として位置付けられる。また、弁護士が長期にわたって関わり、面会を通じて支援を行うことにより、本人が失敗して再度逮捕されたような場合でも、担当の福祉専門職から早期に連絡を受け、速やかに接見ができることになる。

会が国選弁護人報酬に10万円を上限として加算する制度ができた。

⑨ 札幌弁護士会の取組

札幌弁護士会では、2021年11月からよりよい弁護士制度を導入した。刑務所等を出所して半年以内の者を支援の対象とし、その社会復帰のための弁護士による活動について、一定の費用を支給し、担い手の拡大を図ろうとするものである³⁹。

4 罪に問われた障がい者等に対する弁護士による切れ目のない支援の必要性

(1) 国選弁護活動としての入口支援及び出口支援

このように、罪に問われた障がい者等に対する入口支援及び出口支援の重要性が認識され、各地での取組も進展を見せている状況の中で、大きな課題となっているのは、活動を支えるための費用についてである。

弁護士が国選弁護人としての活動を行う過程において、社会福祉士等の福祉専門職と連携して入口支援や出口支援に関わる活動を行っても、福祉専門職に支払うべき更生支援計画作成や面会等の活動についての費用は、国選弁護費用の対象になっていない。そのため、継続的・安定的な支援活動の裏付けがあるとは言い難い状態である。

この観点から、当連合会は、2017年意見書において、罪に問われた障がい者等の国選弁護活動の中で、更生支援計画の作成等環境整備のために弁護人が支弁した適正な経費については、国選弁護費用の対象にすべきであるとの意見を述べている。

更に問題となるのは、罪に問われた障がい者等に対して必要な支援活動としては、形式的には国選弁護人としての活動の範囲内とは言えない部分も生じることであり、以下、この問題について述べる。

なお、以下の記述における用語として、「入口支援」は、被疑者・被告人又は被疑者・被告人であった者のうち、自由刑の執行を受けていない障がい者等に対して福祉と連携して必要な支援を行うこと、「出口支援」は、自由刑の執行を受けた障がい者等に対して福祉と連携して必要な支援を行うことを意味するものとする。

(2) 捜査段階における釈放された者への支援（入口支援の一部）

① 問題の所在

罪に問われた障がい者等が逮捕又は勾留された場合、弁護人の弁護活動

³⁹ 援助額は支援対象者1人につき最大15万円

により、勾留請求がなされない又は却下される、勾留決定に対する準抗告が認められる、勾留決定後に勾留が取り消されるといった場合も少なくない。障がいや高齢のために勾留の必要がないと認められることが、近年増えてきたためである。

ところが、現行法上、被疑者の身体拘束がなされない状態で捜査が行われる場合は、国選弁護人が付されない。一旦勾留されたときに国選弁護人が選任されていても、被疑者が釈放された場合には、国選弁護人はその地位を失う。その結果、被疑者が引き続き弁護を受けるためには、私選弁護の費用を負担する又は弁護人が無償で活動を行うということになる。

被疑者は、勾留決定がなされ、勾留されたままであれば国選弁護人の弁護を受けられたのに、弁護人の身体拘束からの解放に向けての弁護活動が功を奏した場合には、捜査段階における国選弁護が受けられなくなるという事態となり得るのである。

弁護人にとっても、熱心に弁護活動を行った結果として国選弁護人の地位を失い、釈放後に活動を行った場合の費用が支払われなくなるという皮肉な結果が生じ得ることとなる。

しかし、コミュニケーション能力に問題があるため捜査官に誘導されやすく又は迎合しやすく、自己を守る力の弱い障がい者等にとって、弁護士の存在は不可欠である。また、とりわけ環境の変化によるストレスに対して脆弱な者が多い障がい者等の身体拘束は、可能な限り避けなければならない。すなわち、罪に問われた障がい者等にとっては、弁護士の存在も身体拘束からの解放も、どちらも非常に重要性の高いものである。

② 改正の方向性

したがって、在宅捜査になった場合においても罪に問われた障がい者等に弁護士を付す必要性が高いと言えるが、罪に問われた障がい者等は経済的困窮者であることが非常に多いため、その費用については国費による対応がなされるべきである。

すなわち、釈放後の弁護士による面談、示談活動、環境調整等の活動に対する報酬及び費用（交通費、通訳料等）について、いずれは被疑者国選弁護活動と同様に国費からの支給がなされるべきであるところ、少なくともまずは、日本司法支援センターによる立替援助の対象にすべきである。

具体的には、綜合法律支援法30条の業務の範囲に、「罪に問われた障がい者等を援助する業務」の項目を追加し、罪に問われた障がい者等の中

で、逮捕又は勾留されたが終局処分前に釈放された者に対する被疑者段階における弁護士の支援の活動について、報酬及び交通費や福祉関係者に対する費用等の必要な費用を立替援助の対象に含めるようにすべきである。なお、適切な償還免除の制度の検討も必要である。

(3) 不起訴処分後や判決後の支援

① 問題の所在

ア 不起訴処分後や執行猶予判決後等における支援（入口支援の一部）

国選弁護人は、被疑者の釈放や被告人に対する判決言渡しにより、その地位を失う。そのため、弁護人が福祉的支援につなげて環境を整備した結果、被疑者が不起訴処分となり、又は被告人が執行猶予判決を受けると、その後は、国選弁護人として被疑者・被告人に対する支援を続けることができないということになる。罰金刑の判決で釈放された者や最終的に無罪判決を受けた者についても、同様のことが言える。また、自由刑の実刑判決を受けて執行される前の者も、やはり弁護の切れ目の状態下にある者であると言える。

しかし、これまで適切な福祉的支援を得られなかったことで生きづらさを増幅させてきた者にとっては、不起訴処分後や執行猶予判決後等に引き続き福祉的支援を受けることは極めて重要であり、それがなされない場合は、元の環境に戻り、その後また罪に問われる行為に及んでしまうという可能性が大きくなると言わざるを得ない。国選弁護人として活動していた弁護士が引き続き罪に問われた障がい者等の支援に関わり、更生支援計画に沿った切れ目のない支援に尽力する必要性は大きい。

具体的には、弁護士が対象者の釈放時に留置場や拘置所まで迎えに行き、保護観察所、福祉事務所、病院等に同行して福祉的支援につなぐことや、支援者らによるケース会議に参加し、更生支援計画の円滑な実施に協力することなどが考えられる。

イ 自由刑の実刑判決の執行後における支援（出口支援の一部）

出口支援についても、再犯防止推進計画において弁護士の関与が期待され、また、刑務所においても捜査・公判段階で弁護人の関与の下に作成された更生支援計画の活用の重要性が認識されており、弁護士が積極的に関わる必要性は大きいと言える。

ところが、現行の制度では、国選弁護人としての地位がある期間は、勾留後から判決言渡しまでの間に限られている。そのため、判決後の支援活

動は国選弁護士としての活動の対象外ということになり、心ある弁護士が無償で行うような場合を除き、従前の支援が途切れてしまうことが多く、出所後の再犯化の大きな原因になっていると言える。

更生支援計画を作成したが結果として実刑判決を受けた場合も、その後更生支援計画が活用されなければ、やはり支援が途切れてしまうことにつながる。なお、更生支援計画はそもそも起訴猶予や執行猶予判決等を前提として作成されているものであるため、実刑となった場合は再調整をする必要があり、そのため、弁護士は、面会に行ったり、支援者らによるケース会議に参加したりする必要がある。

② 改正の方向性

したがって、罪に問われた障がい者等について、不起訴処分後や判決後の弁護士の活動に関する費用についても国費での対応をすべきであり、いずれは被告人国選弁護活動と同様に国費からの支給がなされるべきところ、少なくともまずは、日本司法支援センターによる立替援助の対象とすべきである。

具体的には、綜合法律支援法30条の業務の範囲に、「罪に問われた障がい者等を援助する業務」の項目を追加し、不起訴処分又は判決を受けた障がい者等のうち、引き続き弁護士による支援が必要な者に対する社会復帰等のための弁護士の活動について、報酬及び交通費や福祉関係者に対する費用等の必要な費用を立替援助の対象に含めるべきである。なお、適切な償還免除制度の検討も必要である。

対象として考えるべき弁護士の活動としては、刑事施設収容中の面会やケース会議参加、居住・就労関係や医療・福祉関係に関する支援（連絡調整や同行）等が考えられるが、具体的に制度化を検討する際には、対象とする活動の期間や支出する費用の上限を画定する必要がある。

5 まとめ

いくつかの弁護士会で始まっているよりよい弁護士活動に見られるように、およそ全ての被疑者・被告人や被疑者・被告人であった者、受刑者等について、社会復帰を支援する弁護士の活動が重要であることは論を俟たず、今後、活動を支える諸制度の拡大に向けての検討も必要である。

その中で、本意見書が特に罪に問われた障がい者等を対象としたのは、罪に問われた障がい者等が、障がい等があることで一般の者と実質的に平等な刑事手続を受けることができなかつたという実態があり、かつそれが長く見過ごさ

れてきたため、厳罰化や累犯化ばかりが進み、受刑者の相当部分を知的障がい者や認知症高齢者が占めることとなったという問題に刮目し、検討を重ねてきたからである。この問題を是正するためには、罪に問われた障がい者等が負っている社会的障壁を除去するための手続上の合理的配慮が必要であり、それには司法と福祉が連携した支援こそが適切かつ有効である。

罪に問われた障がい者等に対する司法と福祉が連携した支援の重要性についての認識が高まり、各方面における制度や活動も進展を見せてきているところ、現状の刑事弁護制度における間隙に落ちて継続的な支援が途切れるという事態が生じることは、支援の実効性を失わせることになってしまうものである。速やかにその改善が図られるべきである。

よって、罪に問われた障がい者等に対する弁護士による切れ目のない支援の実現のために、終局処分前に釈放された者、不起訴処分を受けた者及び判決を受けた者に対する弁護士による支援の活動の報酬及び費用について、意見の趣旨記載の内容の法改正をすべきである。

以上